令和5年4月21日

保護者の皆様へ

認定こども園もものき
園長　木村雄介

令和4年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された1人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。

令和4年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります。

具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問合せください。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格（1人あたり）　（給付対象期間　令和4年3月～令和5年3月）

認定区分		年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育認定子ども（1号認定子ども）		満3歳児	204,390	206,870	206,870	252,220	252,220	252,220	253,090	253,090	253,090	253,090	253,090	257,110
		3歳児	204,390	206,870	206,870	202,270	202,270	202,270	203,140	203,140	203,140	203,140	203,140	207,160
		4歳以上児	187,750	190,230	190,230	185,630	185,630	185,630	186,500	186,500	186,500	186,500	186,500	190,520
保育認定子ども（2・3号認定子ども）	標準時間	0歳児	201,630	201,470	197,490	201,470	201,470	201,430	203,960	203,960	203,880	203,880	203,880	210,210
	短時間		196,040	195,880	192,010	195,880	195,880	195,840	198,370	198,370	198,290	198,290	198,290	204,730
	標準時間	1・2歳児	120,560	120,400	118,040	120,400	120,400	120,360	122,890	122,890	122,810	122,810	122,810	130,760
	短時間		114,970	114,810	112,560	114,810	114,810	114,770	117,300	117,300	117,220	117,220	117,220	125,280
	標準時間	3歳児	76,730	76,570	75,350	76,570	76,570	76,530	79,060	79,060	78,980	78,980	78,980	88,070
	短時間		71,140	70,980	69,870	70,980	70,980	70,940	73,470	73,470	73,390	73,390	73,390	82,590
	標準時間	4歳以上児	60,810	60,650	59,750	60,650	60,650	60,610	63,140	63,140	63,060	63,060	63,060	72,470
	短時間		55,220	55,060	54,270	55,060	55,060	55,020	57,550	57,550	57,470	57,470	57,470	66,990

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

認定区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号認定子ども	4,050	4,050	4,500	4,500	4,500	4,500	4,270	4,500	3,820	4,050	4,270	2,920
2号認定子ども	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500